

ご寄附のお申し込み方法

本学ホームページ「ご支援をお考えの皆様へ」に、ご寄附に関する詳細な内容が掲載されておりますのでご覧ください。

STEP 1
本学ホームページの「学園へのご支援のお願い」をクリック。

STEP 2
左側の「寄附のお申し込み方法」をクリック。

インターネットによるお申し込み（クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easy）

パソコン、スマートフォンなどからアクセスし、煩雑な手続きを経ずご寄附いただけます。

なお、インターネットによるお申し込みは、学園が寄附の決済代行を委託している株式会社エフレジ「F-REGI寄附支払い」を利用したお手続きとなります。

スマートフォンからのご寄附のお申し込みはこちら。

https://kifu.f-regi.com/contribute/hoku_iryu_u



銀行振込によるお申し込み

金融機関ATMやネットバンキング、銀行窓口からご寄附いただけます。

寄附申込書をダウンロードするボタンから寄附申込書を印刷し、必要事項をご記入の上、お問合せ先まで郵送またはEメール添付にてお送りください。

なお、電話連絡いただきましたら、郵送にて寄附申込書をお届けいたします。

ご寄附に関する
お問い合わせ

北海道医療大学 学術交流推進部

〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢1757

TEL 0133-23-1129 FAX 0133-23-1296 Email kyousui@hoku-iryu-u.ac.jp



TEL 0133-23-1211 (代)
●当別キャンパス/〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢1757
●札幌あいの里キャンパス/〒002-8072 北海道札幌市北区あいの里2条5丁目
●札幌サテライトキャンパス/〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 12F

■薬学部 ○薬学科 ■歯学部 ○歯学科 ■看護福祉学部 ○看護学科 ○臨床福祉学科 ■心理科学部 ○臨床心理学科 ■リハビリテーション科学部 ○理学療法学科 ○作業療法学科 ○言語聴覚療法学科
■医療技術学部 ○臨床検査学科 [2019年4月新設]
■大学院薬学研究科 ○薬学専攻(博士課程) / 生命薬科学専攻(修士課程) ■大学院歯学研究科 ○歯学専攻(博士課程) ■大学院看護福祉学研究科 ○看護学専攻(博士前期・後期課程) / 臨床福祉学専攻(博士前期・後期課程)
■大学院心理科学研究科 ○臨床心理学専攻(博士前期・後期課程) / 言語聴覚学専攻(博士前期・後期課程) ■大学院リハビリテーション科学研究科 ○リハビリテーション科学専攻(博士前期・後期課程)
■歯学部附属歯科衛生士専門学校 ○歯科衛生科



北海道医療大学ポラリス基金 ～学園へのご支援のお願い～

学校法人 東日本学園
北海道医療大学

新医療人育成の 北の拠点を目指して。

北の大地に誕生して45年、学校法人東日本学園は医療人を育成する北の拠点として成長を遂げてきました。これからも社会の期待と要請に応えるため、学園のさらなる充実を図ってまいりますので、皆様からのご支援につきましてよろしくお願い申し上げます。

北海道医療大学へのご支援のお願い

日ごろ本学の運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

学校法人東日本学園北海道医療大学は1974年開学し、現在6学部9学科、大学院5研究科および歯学部付属歯科衛生士専門学校を擁する医療系総合大学へと発展して参りました。約2万名の卒業生は全国各地で活躍しており、地域貢献度の高い大学として社会から評価されております。

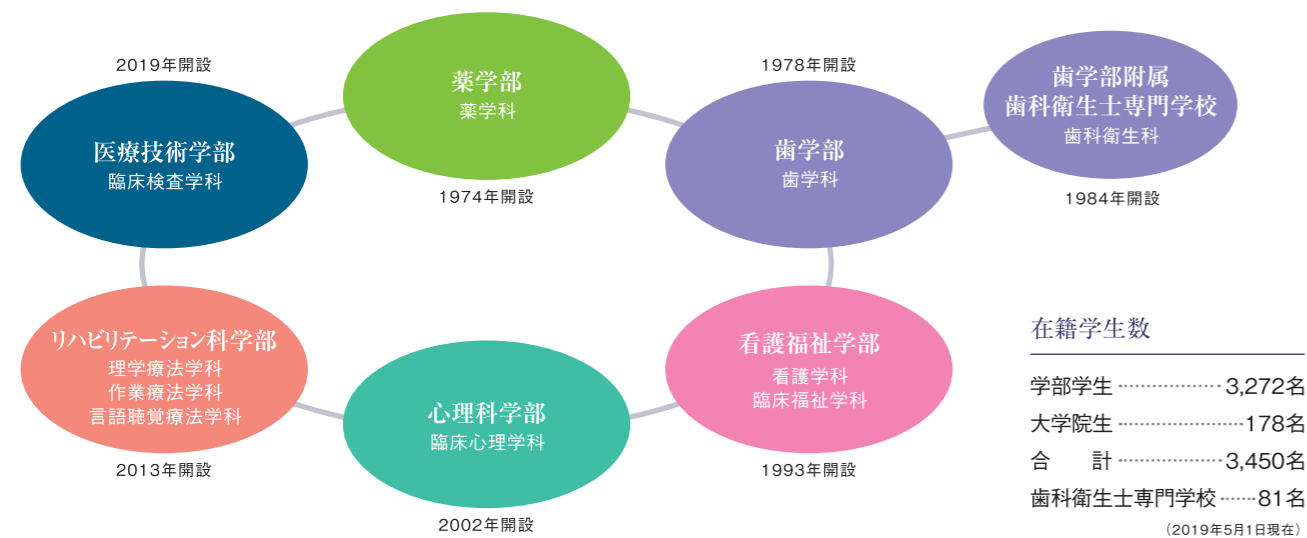
本学の運営にはこれまで多くの皆様からご寄附を頂き、様々な場面で活用させていただきました。近年少子化が進み、より一層財政基盤の強化が必要ですが、このたび税額控除対象法人として認可され、寄附金控除を受けられるようになりました。今年度から積極的に寄附金をお願いしたいと思います。この寄附は50周年行事のためだけでなく、継続的に息の長い寄附を目指しており、多額の寄附を1回のみではなく、少額でもよいので継続して行っていただければ一層ありがたいと考えております。

従来の寄附受け入れ窓口は「北海道医療大学ボラリス基金」に一本化して、教育研究活動や、学生支援、施設整備、社会貢献、国際交流などに役立たせていただくことにしました。

厳しい経済情勢のおり誠に恐縮ではございますが、この趣旨にご理解とご賛同を頂き、本学の更なる発展のため、基金への温かいご支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。



学長
浅香 正博
北海道大学医学部卒業。北海道大学病院院長、同大学大学院医学研究科がん予防内科学講座特任教授などを歴任。2015年10月より本学副学長として兼任し、2016年4月より本学学長に就任。



いただいたご支援は、

主に、以下のために使わせて頂きます。

- 教育環境や学生支援制度の充実
- キャンパスの環境整備および学園の施設整備
- 研究者および研究活動の支援
- 医療機関の施設設備充実

ご支援をいただくと、

ご寄附いただいた皆様は、以下の税制上の控除を受けることができます。

●個人でご寄附いただいた場合

寄附金額が2,000円を超えますと、超えた金額の40%に相当する額が所得税額から控除される<税額控除>を受けることができます。

$$[\text{寄附金額}^{(*)1} - 2,000\text{円}] \times 40\% = \text{控除対象額}^{(**2)}$$

※1 寄附金額が総所得金額の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額となります。
※2 所得税額の25%を上限とし、所得税額から控除されます。

あるいは、2,000円を超えた金額を所得金額から控除して税額を算出する<所得控除>の制度を選択することもできます。

●法人でご寄附いただいた場合

法人税法に基づき、「受配者指定寄付金」あるいは「特定公益増進法人に対する寄附」により当該事業年度の損金に算入することができます。

大学ホームページの「税制上の優遇措置」にも詳しい説明がございますので、ご覧ください。